日＝日時・期間 場＝会場・場所 対＝対象 定＝定員 内＝内容 講＝講師 費＝費用 持＝持ち物
主＝主催 共＝共催 後＝後援 申＝申し込み・申請方法 問＝問合せ ＝オンライン開催 ＝HPで詳しく

ピックアップ

認可保育園・認定こども園[保育園機能]等の入園申し込み

令和9年4月入園



令和9年4月の入園申し込みを受け付けています。受け入れ月齢は園ごとに異なります。国・東京都の支援策等により、全ての お子さんの基本保育料は無償です。申し込み方法等詳しくは、新宿区ホームページ(**右下**二次元コード)をご覧ください。

対保護者の就労・病気・出産等で保育を必要とする方
必要書類 入園(転園)申込書、保育の必要性を確認できる書類(就労証明書・診断書等)
申込書等の配布場所 保育課、認可保育園・認定こども園、特別出張所(新宿区ホームページ(**右**二次元コード)からも取り出し可)
申12月7日㈪までに必要書類を郵送(必着)または直接、問合せ先へ。窓口で申し込む場合は、電話予約が必要です。新宿区ホームページ(**右上**二次元コード)からも申し込めます(マイナンバーカードが必要)。

問保育課入園・認定係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)☎(5273)4527

新宿区子育て応援臨時給付金(区独自)



●公務員の方の申請を受け付けています

公務員で令和8年9月分の児童手当を受給しており、令和8年9月17日(基準日)現在、区に住民登録がある方は申請が必要です。

申令和9年1月29日㈮までに申請書と令和8年9月分の児童手当を受給していることが分かる書類を郵送(必着)または直接、問合せ先へ。

申請書は問合せ先で配布しているほか、新宿区ホームページ(**右**二次元コード)から取り出せます。

問児童育成担当課子ども医療・手当係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)☎(5273)4546

11月は オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

あなたの一言が親子を救います

虐待から子どもを守るためには、地域の方々の協力が必要です。心配なお子さんや保護者を見かけたら、できる範囲でお声掛けください。**右表**の窓口では、お子さんや保護者本人のほか、地域の方からの相談も受け付けています。

●体罰・暴言によらない子育てを

体罰は身体的、暴言は心理的な虐待です。どちらもお子さんの心身の成長や発達に悪影響が出る可能性があると証明されています。体罰によらない子育てを広め、子どもたちの健やかな成長をみんなで守っていきましょう。

●ヤングケアラーを知っていますか

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家族のケアをしている**下記**のような子どもや若者のことです。

▶保護者に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
▶日本語が第一言語でない家族等のために通訳をしている
▶病気や障害のある家族の身の回りの世話をしている
★過度な家族のケアや手伝いは、学校生活等に影響が出ます。気になるお子さんを見かけたら、**右上表**の相談窓口へご連絡ください。お子さんからの相談も受け付けています。

問子ども総合センター事業係☎(3232)8865

相談窓口

下表の窓口で相談を受け付けています。詳しくは、新宿区ホームページ(**右**二次元コード)をご覧ください。

相談窓口	電話・ファックス	受付日時
子ども総合センター (新宿7-3-29、新宿ここ・から広場内)	☎(3232)0675 FAX(3232)0666	▶月～土曜日 午前8時30分～午後7時 ▶日曜日、祝日等 午前8時30分～午後5時 ※年末年始を除きます。 ※日曜日、祝日等は電話相談のみ受け付けます。
信濃町子ども家庭支援センター (信濃町20)	☎(3357)6855 FAX(3357)6852	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※年末年始を除きます。 ※土曜日の来所・電話相談と日曜日、祝日等の電話相談は子ども総合センターで受け付けます。
榎町子ども家庭支援センター (榎町36)	☎(3269)7345 FAX(3269)7305	
中落合子ども家庭支援センター (中落合2-7-24)	☎(3952)7752 FAX(3952)7164	
北新宿子ども家庭支援センター (北新宿3-20-2)	☎(3362)4152 FAX(3365)1122	
児童相談所虐待対応ダイヤル (全国共通3桁ダイヤル)	☎189(いちはやく)	24時間受け付け



児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」ロゴ

本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いています。新聞を購読していない方には個別配達します。